

2003年度 京都府予算に関する申し入れ 日本共産党京都府会議員団

当面する緊急重要課題3

- 1、府民の暮らしを守り、不況・雇用対策の強化、京都経済の立て直しを
- 2、「医療改悪」の実施を中止し、介護保険の抜本改善、障害者福祉の充実など、安心できる社会保障制度と体制の確立を
- 3、市町村合併の誘導・押し付けはやめ、市町村自治への支援を強め、地方自治と住民本位の地方財政の確立、地域振興の支援を
- 4、大規模開発、大型公共事業の抜本的見直しで、不要・不急の事業を中止し、公共事業は生活基盤の整備に切りかえを
- 5、「米政策見直し」に反対し、京都の農業振興充実を
- 6、「環境京都」にふさわしい環境行政の確立を 実効ある不法投棄規制の条例制定を
- 7、三十人以下学級の早期実現、私学助成の拡充など教育費負担の軽減、養護学校の増設を
- 8、実効ある「男女平等条例」の制定と、子育て支援の抜本的強化を
- 9、いっそうの情報公開の推進と府民参加の府政運営を
- 10、有事立法に反対し 憲法を守る先頭に

各分野別要求7

福 祉	7
保健・医療	8
労働	9
環境	10
防災・消防	10
中小企業・商工業者	11
農 林 漁 業	11
建設・住宅	12
まちづくり	13
交 通	14
教 育	14
文化・スポーツ	15
平和・民主主義・地方自治	15

この要求書をもとに
知事へ申し入れをしました

府議団は、十月二十八日、京都府知事に対して、二〇〇三年度京都府予算に関する申し入れを行ないました。申し入れは、西山秀尚団長、岩田隆夫、松尾孝両副団長、新井進幹事長が行い、府からは麻生純副知事が対応しました。



長引く不況と小泉内閣の「痛み押しつけ」の中で、府民の暮らしと営業はかつてない深刻な事態になっています。さらに、医療費負担大幅引き上げ、「不良債権早期処理の加速」による京都経済への大きな打撃などいっそうの深刻化が予想されます。

党府議団の来年度予算編成にあたっての申し入れは、こうした事態の中で、府が住民の暮らしを守る「防波堤」としての役割を果たすことを求め、申し入れを行なったものです。

申し入れたのは、

- ・ 予算編成上の留意点
- ・ 当面する緊急重要事項
- ・ 各分野の主要事項

3 項目
10 項目
153 項目
です

府会だより

2002
11月
号外

二〇〇二年度京都府予算に関する申し入れ

二〇〇二年十月二十八日 日本共産党京都府会議員団 団長 西山 秀 尚

いま、府民の営業と暮らしは、長引く不況と小泉内閣による「痛み」の押し付けによって、かつてない深刻な事態となっている。十月一日から実施された医療保険制度改悪によって、高齢者の窓口負担が一割となり、来年四月からはサラリーマンも三割負担になる。そのうえ介護保険料の引き上げ、年金の削減などで、福祉・医療の分野で三兆二千四百億円も国民負担が押し付けられようとしている。

また、失業率は依然として高い水準で推移し、京都の製造業の減少は全国最悪の状況(平成十三年事業所・企業統計調査)となっている。小泉改造内閣は、アメリカとの約束に従って「不良債権早期処理」をさらに加速させようとしているが、これは、京都経済に大打撃を与え、失業者を増やし、雇用不安をいっそう拡大するものである。

府民の暮らしと京都経済が、こうした事態に直面しているときだからこそ、地方自治体には、住民の暮らしを守る「防波堤」の役割を果たすことが求められており、知事が「部課長・公所長会議」で訓示した「福祉の向上」という「唯一の使命」を果たすため、府の全機構あげて、その対策を講じることがいま必要となっている。

来年度予算編成にあたっては、府民の暮らしと雇用を守り、福祉の向上を図ることを第一にすること、そして、市町村合併の押し付けや地方自治体財政を困難にする地方交付税の削減などにキツパリと反対し、市町村が住民の暮らしを守り、地域振興をはかれるよう全面的な支援を強めることが必要である。

そのうえで、次の事項に留意し、来年度予算を編成するよう求めるものである。

① 長引く不況と新たな国民負担増のもとで、深刻な事態となっている府民の暮らしを支えるため、福祉や医療、教育などの充実、失業者救済のための公的労務制度の確立など雇用拡大対策、経営困難に直面している中小企業、伝統地場産業支援、農林漁業者の営業守る対策を重視することなど、「くらし応援」の予算とすること。

② 大型開発・大型公共事業について徹底した見直しをおこない、学研都市開発など、不要・不急の事業については、いったん中止するとともに、京都市内高速道路、関西空港第二期工事中止を国に求めるとともに、出資金の支出はただちに中止すること。

③ 地方自治体の財源を確保するため、政府の地方交付税の削減、国庫負担金の見直し、段階的補正の縮小・廃止計画の撤回と地方交付税率の引き上げ、高金利政府資金・地方債の借換、税財源の委譲などの財政措置を国に求めること。なお、外形標準課税導入の政
府要望は撤回すること。

以上の観点から、次の「当面する緊急重要事項」および「各分野の主要事項」の要望を十分勘案し、計画的に実現されるよう申し入れる。

当面する緊急重要事項

1、府民の暮らしを守り、不況・雇用対策の強化、 京都経済の立て直しを

失業・倒産とも過去最悪、「不良債権最終処理」の強行、その上、医療費の負担増など福祉の切り捨て、所得税人的控除制度の廃止、外形標準課税の導入など、国民に新たな痛みを押しつける小泉政治のもとで、暮らしと雇用を守る緊急対策の拡充、京都経済の立て直しは、引き続き府政の最大の課題となっており、次の諸対策を強く求める。

① 失業や経営破たんが暮らしが成り立たなくなっている府民を救済する公的労務制度をつくること。「暮らしの資金」の大幅な増額・通年化を実施すること。離職者支援資金の貸しつけ要件を緩和し、誰でも使えるよう府独自の対策を講ずること。

② 市町村と協力し、中小企業や伝統地場産業の実態調査を早急に実施し、関係者の知恵を結集して「京都経済再生会議」（仮称）をつくり、京都経済の立て直し、振興策を確立すること。

③ 雇用不安と失業の増大、リストラによる賃金切り下げが、景気回復の足かせとなり、地域経済にも重大な影響を与えている。本府として、企業が進める解雇、人員削減、工場閉鎖などのリストアップの事前の届出、地域経済と雇用への影響調査、地元市町村や商工会議所（会）など関係機関との協議を求める「リストラ対策条例」を制定するなど雇用確保に最大限の努力をおこなうこと。

④ 介護基盤整備の促進など福祉施設の充実、三十人学級の実施、消防力基準どおりの消防職員の配置など、地元での雇用の場の拡大をすすめること。六月補正で実施した生活関連、福祉型公共事業を中心とした緊急雇用対策をさらに拡充すること。

⑤ 「不良債権早期最終処理」の強行に反対し、不況のもとでも必死の経営努力が続いている中小企業が貸し渋り、貸しはがしなどで、倒産・廃業に追い込まれることがないよう、その実態を調査し、「景気回復までの返済猶予」など、積極的融資対策を講ずること。借換融資も国金など政府系金融機関や府下自治体融資分にも拡大し、プロパー融資も対象とすること。

⑥ 新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・

業者に対し、無担保・無保証人・低利で、事業が成功したときから返済が始まる「出世払い融資制度」の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の創設、改善をはかること。

⑦ 枠的単独事業のこれ以上の削減をおこなわず、府のおこなう公共事業について生活密着型に転換するとともに、バリアフリーの促進、耐震性の強化など、住宅改修を促進し、中小建設業者の仕事確保のため「住宅改修助成制度」を創設することなど、地元中小建設業者の仕事確保をはかること。実施している府内自治体に対し、支援を行うこと。

2、「医療改悪」の実施を中止し、介護保険の抜 本改善、障害者福祉の充実など、安心できる 社会保障制度と体制の確立を

① 十月から、高齢者の窓口一割負担の実施がはじまり、来年四月からはサラリーマンの窓口三割負担が予定されている。すでに、深刻な受診抑制がひろがっており、府民の健康悪化や疾病の重篤化が懸念される。国に対し、医療改悪の中止をもとめること。自己負担限度額を超える医療費について、医療機関における受領委任払い制度を作るなど手続きの簡素化を行うこと。

② 国民健康保険への国庫負担を四五%にもどすことを国に求め、保険料の引き下げを実現し、保険料を払えない状況をなくすこと。

③ 保険証の取り上げ、資格証明証の発行をおこなわないよう市町村を指導すること。

④ 特別養護老人ホームの待機者が五千人となり、在宅サービス基盤についても地域的アンバランスが残されている。低所得者層の利用抑制も明らかになった。来年四月には、保険料は、府下平均二割増額され、据え置かれた訪問介護利用料も二倍に引き上げられようとしている。保険料値上げを抑制するためにも国に対し、国庫負担割合を二分の一とするよう強く求めること。あわせて恒久的な低所得者に対する保険料・利用料の減免制度を設けるよう求めるとともに、府独自の軽減策を行うこと。施設、在宅両面での基盤整備を引き続きすすめること。介護報酬、要介護認定基準のみなおしなど制度の抜本改善を国の求めること。介護者激励金を復活すること。

⑤ 障害者支援費制度への移行にあたり、従来のサービスを後退さ

せないよう、在宅、施設両面での基盤整備を急ぎ、生活実態に見合った支援費支給がなされるよう市町村への支援をおこなうこと。

⑥ 乳幼児医療費助成制度を就学前まで拡充すること。所得制限は導入しないこと。

⑦ 地域医療提供体制に重大な影響を与える四月改定の診療報酬は、元に戻すよう国に求めること。

3、市町村合併の誘導・押し付けはやめ、市町村自治への支援を強め、地方自治と住民本位の地方財政の確立、地域振興の支援を

いま、国が強引に進めている市町村合併に対して、全国町村会が、繰り返し「強引な押し付けに反対する」決議をあげるとともに、全国で「合併しない宣言」や「合併協議会からの離脱」を表明する市町村が生れている。本府が、「市町村合併は住民の意思で」としながら、「法定合併協議会への職員派遣」など、その主導的役割を果たし、国と一体となって「市町村合併押し付け」を強行していることは、「住民自治」の原則から見ても許されるものではない。

政府は、市町村合併を強引に進めることによって、地方自治の破壊、地方交付税の削減をすすめ、もう一方で、地域住民の負担で、大型公共事業を引き続きすすめている。こうした「市町村合併の押し付け」をさっぱりやめて、真に市町村自治の確立のため、次の対策をおこなうこと。

- ① 国に対し、地方交付税の削減や「段階的補正」の縮小・廃止はおこなわないよう、市町村と協力し、強力に働きかけること。
- ② 本府として、市町村自治振興補助金の増額、振興資金の低利への借換、「地域起こし事業」への支援など、市町村への支援策を強化すること。
- ③ 合併推進でなく、合併せずにがんばる市町村への支援策を示し、市町村自治の確立を支援すること。
- ④ 住民の意思を尊重し、住民自身の判断で「合併の是非」を決められるよう、徹底した情報の公開と住民の意志が尊重されるよう市町村を指導・援助すること。

4、大規模開発、大型公共事業の抜本の見直しで、不要・不急の事業を中止し、公共事業は生活基盤の整備に切りかえを

これまで本府が四府総にもとづいてすすめてきた丹後リゾート開発、舞鶴港の巨大埠頭の建設、城陽の巨大スタジアム建設、南丹ダム建設などは、すでに「見直し」をせざるを得ない事態になっている。また、学研都市開発についても、造成される学術研究施設用地は、多くが売れ残り、活用計画も立たず、ゆきづまりは明白である。

今日、多くの府民は「財政危機」を言うのなら、まず、不要不急の大型公共事業に莫大な税金をつぎ込むことを中止すべきとの声をあげている。現在進めている大型開発・大型公共事業の抜本の見直し、中止をおこなうこと。

また、「公共事業再評価審査委員会」が一九九九年に、南丹ダム建設を「継続妥当」としていたことは、「公共事業再評価審査委員会」が本来の役割を十分果たしていなかったことを示した。これを実効あるものとするため、第一に、事業の必要性、採算性、環境への影響の三つの角度から府民参加で検討すること、第二に、事業の計画段階での評価・点検の重視と事業実施の事前、事後の諸段階にわたる評価、第三に、すべての情報の公開、府民からの意見聴取、とりわけ関係住民の意見を尊重するなど、その機能強化のため、再検討すること。

- ① 京都市内高速道路は市内の交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめる、工事費の増大や負担割合の引き上げで、本府の財政負担を大きくするものであり、建設中止を求めること。本府は阪神道路公団から撤退すること。
- ② 都市部における公共交通について、LRTを含む公共交通機関を軸とした交通体系の確立、パークアンドライドシステムの導入などで、京都市内への自動車の乗り入れ総量を規制する措置をとること。
- ③ 高速道路とそのアクセス道路建設優先をあらため、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路建設・整備優先に切り替えること。
- ④ 生活バス路線への国庫補助の切り捨て・削減に反対し、地方バス路線の維持・確保、福祉・医療バス路線の確保など、生活関連交通機関の整備・充実をはかること。

⑤ 木津川右岸運動公園建設はいったん中止すること。

⑥ 貴重な自然と景観を破壊し、市民の憩いの場を奪う第二迎賓館の建設を直ちに中止するよう国に求めること。

⑦ 学研都市建設については、国及び開発事業者の責任を明確にした「学研法」の改正を国に求めるとともに、木津中央地区などあらたな大規模開発の中止、規模の縮小など「建設計画」の見直しをおこなうこと。

「学研都市」住民の生活に必要な施設整備は、国と開発事業者の責任で行い、地元市町への負担の押し付けを行わないこと。遅れている既存市街地の生活道路や下水道整備などの新旧格差の解消を図り、つりあいのとれた地域整備を行うこと。そのための財政支援をおこなうこと。

5、「米政策見直し」に反対し、京都の農業振興 充実を

政府はいま、「農業構造改革」として、米政策の見直しをすすめている。その中心は、主食である米の生産と安定需給についての国の責任を放棄し、米の生産・流通をいっそう市場まかせにし、小規模農家をしめ出そうとするものである。これは日本の稲作に大打撃を与えるものであり、小規模稲作が中心の京都農業にとっては大問題である。

① 「米政策の見直し」に反対し、家族経営を守る立場を堅持し、そのためにも府として価格・所得補償対策を積極的に講ずること。米輸入の削減、米価の支え、備蓄制度の見直しをすすめ、減反の拡大は行わないよう政府に強く要求すること。次期WTO交渉にあたっては、米を自由化の対象から外すよう要求すること。また、すでに輸入されたMA米は対外援助にまわすよう政府に要求すること。

② BSEの発生により大打撃を受けている畜産農家にたいする支援を政府に要求すること。借入金の返済猶予など経営安定に必要な緊急措置を講ずること。

③ 合併農協が支所廃止、営農部門の切り捨てなど営利本位に走ることなく、農協本来の役割が果たせるよう指導を強化すること。

④ 雪印食品、日本ハムなどの牛肉偽装事件は国民の大きな憤激を買ったとともに、牛肉消費の減退などBSE問題の影響を長びかせ、生産農家にも被害を及ぼしている。政府の責任で補償を行なうと

ともに再発防止を強く国に要求すること。

⑤ 輸入野菜の急増と農薬汚染の問題は、国内野菜生産はもろん食品の安全、衛生上も大問題である。輸入規制、安全対策等に万全の対策を講ずるよう国に要求すること。

6、「環境京都」にふさわしい環境行政の確立を 実効ある不法投棄規制の条例制定を

今年九月、「持続的発展」と「貧困からの解放」をテーマに開かれたヨハネスブルグ会議は、環境問題が人類の共通した最も重要な課題であることをあらためて確認した。京都府は、地球温暖化防止に大きなステップを作ったCOP3の開催地として、また来年開かれる「世界水フォーラム」の開催地としても、世界の環境を守る先頭にたち、具体的な成果があげることが求められている。

① その京都が八百八十万トンものCO₂を排出する舞鶴石炭火力発電所建設やムダと環境破壊をすすめる京都市内高速道路建設を強行しようとしている事は、温暖化防止に逆行し世界に恥ずべきものであり、計画中止を直ちに求めるものである。

② 府は循環型社会推進の府計画を策定中であるが、数値目標策定にあたって、廃棄物については発生抑制を基本とした計画にすること。昨年四月に実施された家電リサイクル法は、多くの不法投棄を生み出し、容器包装リサイクル法では自治体に重い負担がかかっている。今年五月実施された建設リサイクル法なども中小建設業者に大きな負担を与え、不法投棄を増加させる恐れがある。拡大生産者責任を明確にしないこれらのリサイクル法の改正を国に強く求めること。また、府としても市町村に対する積極的な指導援助をおこなうこと。

③ 府の「ゴミ処理広域化計画」を見直し、市町村に強制しないこと。亀岡市畑野町や宇治炭山地区、南山城村高山ダム周辺、井手町新四郎山、日吉町志和賀などで産廃不法投棄、環境破壊をもたらす違法行為が続発している。これらの箇所では、悪質、巧妙な違法行為に対して、府が毅然とした対応を行わなかったため事態が一層深刻化している。府は、不法投棄を根絶させるために、廃棄物の発生抑制をかけた、府民に対し、説明責任を明確にし、毅然たる廃棄物処理の行政を進める条例を制定すること。

④ ダイオキシン対策を引き続き強化すること。調査、監視体制の

強化とともに、分別収集の促進、塩ビ製品などの製造、販売、使用の規制、メーカーに対する表示、回収の義務づけを国に求めるとともに、府独自のダイオキシン規制条例を制定し、実効性ある対策をすすめること。府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備すること。

⑤ 世界水フォーラムが来年実施されるが、水を取りまく自然環境の保全対策を重視し総合的な対策を確立すること。特に賀茂川源流域の保全のために京都市との協議を進め、実効ある対策をはかること。

⑥ 工場跡の土壌汚染が多発している。土壌汚染対策法の施行にあたり、実効的な施策を強めること。

7、三十人以下学級の早期実現、私学助成の拡充 など教育費負担の軽減、養護学校の増設を

① 三十人学級等少人数学級に踏み出す自治体が全国で広がり、いじめ、学級崩壊、不登校などの早期発見早期解決など、学習生活指導両面で、大きな成果を上げている。国に対し、小・中・高校の三十人学級の法制化と義務教育費国庫負担制度の堅持を求めると。府として、教職員削減計画を撤回し、早期に三十人学級を実現すること。市町村が独自に少人数学級を実施する場合にも財政支援を含む必要な支援を行うこと。

② 障害児教育について南部への養護学校増設と、舞鶴の新設養護学校への寄宿舎設置など、保護者や関係者の要望意見を良く聞いてより良いものにする。医療的ケアへの対応、職業教育の充実、寄宿舎や老朽校舎の改善、普通教室へのクローラー設置など教育条件の改善をすすめること。

③ 高校教育制度について、希望するすべての生徒が地元で学べるよう、生徒と保護者、教職員など府民の声を第一に、民主的議論をつくり、三十人学級を実現して、地域の財産である高校を守る。こと。高校入試選抜にあたって、機械的な募集定員の削減を行わず、不透明な推薦入学枠は縮小し、破綻した類・類型別募集を廃止すること。

④ 全ての小・中・高校の耐震調査の早期完了と耐震補強工事、普通教室へのクローラー設置など早期に実現すること、市町村に対し、財政支援をふくむ必要な支援をおこなうこと。国に対し、国庫補

助制度の改善をもとめること。

⑤ 私学助成の拡充、授業料減免、遠距離通学費助成、修・就学援助制度など父母負担の軽減制度を拡充すること。

教育委員会を全面的に公開するなど、府民に開かれた運営に徹すること。学校、市町村の自主性を尊重し、教育内容の介入をやめること。

8、実効ある「男女平等条例」の制定と、子育て 支援の抜本的強化を

① 策定中の「男女共同参画条例」について、条例の名称に「平等」を明記すること。憲法及び女子差別撤廃条約の男女平等の理念、母性保護、事業主・企業主責任の明記、行政機関から独立した苦情処理・救済機関の設置を明記すること。女性政策専門家会議を公開し、広く府民参加でより実効ある中身となるよう検討を進めると。

② 政策方針決定過程への女性の参画の促進、各種審議会への女性委員の登用をすすめる、委員の人選にあたっては公募を含め公正公平を期すこと。

③ DV法施行後、相談が急増している婦人相談所、配偶者暴力支援センターについて、いっそうの体制を強化すること。また府南部、中北部地域にも配偶者暴力相談支援センターの支所を配置すること。府下児童相談所に「子ども家庭支援センター」（仮称）を設置し、DVや児童虐待などの被害児童や家庭に対する総合的支援や相談体制を確立すること。

④ 緊急一時保護の受け入れ施設を含め母子生活支援施設が不足をしている。吉田母子寮の施設改善、指導員の増員などをおこない、受け入れ体制の整備を図ること。府北部での受け入れ体制の拡充をはかるために、綾部若草寮についても広域的観点から必要な支援を行い、民間母子支援施設やシェルターについても府独自の必要な支援をはかること。

⑤ 京都府の合計特殊出生率は一・二〇となり、少子化のいっそうの進行や児童虐待の増加など、子育て不安の解消や子育て環境の改善と、男女ともに人間らしく働き、子育てと仕事が両立できるようにすることは喫緊の課題である。保育所待機児童の解消、養護学校児童生徒をはじめ、障害児をふくむ学童保育体制の抜本的整

備を行うこと。

- ⑥ 国に対し、リストラ法制化をもとめること、違法なサービス残業の根絶を徹底することなど、労働条件の抜本改善の諸施策を講じるようにとめること。

9、いつそその情報公開の推進と府民参加の府政運営を

いま全国で情報を公開し、住民参加で地方行政を進めようとの流れが大きく広がっている。本府においても府民参画推進のアクションプランの検討が進んでいるが、いつそその情報公開と「府民参加」を広げ、「府民が主人公」の府政運営を図られるよう強く求める。

- ① 各種委員会、審議会の公開については、すべての委員会及び審議会等について、傍聴の実現、関係資料の公表、府民の意見表明を完全実施すること。併せて、委員の一定部分の公募制の導入などいつそその府民参加をはかること。
- ② パブリックコメント制度の導入にあたって、府民からの発議も適用すること。
- ③ 知る権利の保障、原則公開の精神にのっとり、非開示条項の適用範囲を限定し、意思形成過程の情報であっても公開することなど、府情報公開条例の運用を抜本的に改善すること。
- ④ 公安委員会・警察本部の情報公開が実施されたが、警察当局による恣意的な判断が優先されないようにすること。
- ⑤ 府からの出資、出えん、補助金の交付を受けている法人等には情報公開を義務化すること。

10、有事立法に反対し 憲法を守る先頭に

テロ対策を名目にしたアメリカによる戦争体制の確立が進められ、世界中の反対の声を押し切り、イラクへの軍事攻撃が強行される危険性が高まっている。国会ではアメリカの戦争に協力し、すべての国民や地方自治体に戦争協力を義務付ける「有事立法」の制定がたくらまれている。舞鶴の自衛隊基地からは、テロ対策として護衛艦「はるな」がインド洋に派遣され、レーダー情報をアメリカ軍に提供するなど憲法違反の軍事作戦に従事している。政府は、武力行使は行わず、戦闘に参加しないと言い続けてきたが、この行動は、集団的自衛権の行使にわたるものであり、憲法九条に反することは明白である。

二十一世紀、日本と世界の平和のためにも「有事立法」に強く反対し、政府に要求すべきである。舞鶴が再び戦争への出撃基地とならないよう、知事がその先頭に立つことを強く求める。

各分野別要求

福祉

- 1、介護保険事業支援計画の見直しにあたって、緊急に、以下のことをすすめること。
 - ① 恒久的な低所得者対策を国に求めるとともに、京都府として、保険料・利用料の減免制度を創設すること。市町村独自の低所得者への減免措置に対する国の介入を許さず、府が支援すること。訪問介護利用料3%を引き続き継続すること。
 - ② 介護サービスにあたっては、民間まかせでなく府の公的責任を明確にし、サービスの後退が生じていないかなどの実態把握を、市町村と協力してすすめること。
 - ③ 利用者の実態にあったケアプランの作成をはじめ、これを保障する基盤整備、二十四時間ホームヘルプサービス等の在宅サービスの充実をはかること。ホームヘルパーの待遇・労働条件の改善をはかること。府として実態把握をし、特別養護老人ホーム入所待機者を一人も生まないよう、市町村の要望を踏まえ、計画の前倒しや見直しもふくめ、実態に応じた施設整備をすすめること。グループホームやグループデイホームの設置をすすめること。
 - ④ 市町村の介護予防事業の充実はじめ、保険外の福祉サービスを継続・拡充すること。
 - ⑤ 指定取り消しとなったホームヘルパー養成事業者による被害を救済するため、被害者の要望に誠実に対応すること。再発を防止するため、介護保険法に指導監督体制の強化や明確な罰則規定を盛り込むよう国に求めること。
- 2、理学療法士、作業療法士の確保のため、府立医大に養成課程を設置するとともに、中北部にリハビリセンターを設置すること。

- 3、痴呆性老人対策を強化すること。成年後見制度による財産管理への助成、老人性痴呆症の専門的治療・研究を行なうための病床の確保などをすすめること。
- 4、「宅老所」への府の補助制度を創設すること。
- 5、障害者福祉への「支援費制度」導入によってサービスを後退させることのないよう、市町村にたいする十分な財政支援・人材支援をおこなうこと。法人・民間任せにせず、公的責任を持って、施設・ホームヘルパーの増員などの基盤整備を集中的に促進すること。本府の障害者基本計画について、目標数値と財政的裏付けを明確にした実効あるものに見直すこと。
- 6、共同作業所への援助を強め、官公需の発注や製品販路の拡大をはかること。
- 7、子ども発達支援センター(仮称)の建設にあたっては、医療的ケアなど保護者の要望に応えた心身障害児総合療育センターの役割を果たすものとし、新施設に通所するための交通手段を確保すること。北部にも地域療育センターを建設すること。これらのセンターを核とする総合的療育システムと市町村療育教室のネットワークを確立すること。
- 8、障害者ヘルパー派遣事業について、新規のヘルパー養成事業の実施や身分保障、制度の無料化など利用者負担軽減措置の拡大をおこなうなど充実すること。
- 9、精神保健福祉業務の一部が市町村に移管されたが、市町村の業務実施にあたっては、府の責任も明確にし、ホームヘルパー派遣やグループホームなど居宅生活支援事業に必要な人的財政的支援を強化すること。
- 10、精神保健福祉総合センターを拡充し、北部にサブセンターを設置して、精神障害者の総合的相談・支援と社会復帰を促進すること。与謝の海病院に精神科病床を設置すること。精神障害者にも他の障害者並に運賃割引制度などの適用をはかること。
- 11、レスパイトサービス事業など、在宅の障害児者の介護家族に対する支援を強化すること。緊急一時保護制度を拡充すること。
- 12、福祉オンブズマン制度の創設、京都府発行の広報・施設行事案内などの点字版の作成、府議会のテレビ中継及び聴覚障害のある傍聴者に手話通訳の配置などを行うこと。公共施設に障害者用パソコンを設置すること。日常生活用具給付の機種選定を緩和し、限度額

- 13、保育所への府の補助制度の創設、保育料の軽減につとめること、児童保育への障害児学童受け入れのための補助等をすすめること。
- 14、急増する児童虐待に対応するため、児童相談所の正規職員の人員配置など各相談所の機能を充実し、児童虐待、いじめなどに対応できるネットワークを府下に広げること。
- 15、「社会的ひきこもり」問題の実態調査を早急におこなうこと。府の相談窓口を設置するとともに、専門家チームによる相談・研究体制を確立すること。
- 16、民間社会福祉施設職員に対する給与改善事業など、待遇改善をはかること。
- 17、生活保護を必要とする人すべてが保護を受けられるよう、人権をふみにじる生活保護行政を根本的に改めること。調査の白紙委任を意味する包括的同意書や親族などへの扶養の強制をやめること。また、生活保護世帯の医療を受ける権利の制限につながるような「医療券」方式をやめるよう国に求め、健康保険証に準ずるような「医療証」にすること。
- 18、母子家庭への高校奨学金・入学支度金については、上の子どもが二十歳をこえている世帯も対象とすること。
- 19、被爆者対策について、相談活動の充実、年末見舞金の年齢制限の撤廃と増額など、府の施策の充実に務めること。国家補償の明記、遺族弔慰金の支給、全被爆者への年金の支給など、被爆者援護法の抜本改正を国に要求すること。
- 20、ホームレス自立支援法に基づき、市町村と協力して実態調査を早急に行い、就業機会の確保、安定した居住場の確保、保健医療の確保、ならびに生活相談指導等、必要なホームレス自立支援事業計画を策定し支援を行なうこと。
- 21、母子家庭の児童扶養手当の改悪、給付制限は止めるよう国へ要求すること。母子優先入居枠拡大、就業機会の確保支援等強めること。
- 22、父子家庭にも母子家庭と同様の公的支援施策を拡充すること

保健・医療

- 1、病床不足医療圏域での病院の計画的配置と中核的医療機関の整備

をはかること。洛東病院・与謝の海病院の救急診療体制の改善をはかるため、看護師、医師をはじめ、必要な人員を配置すること。洛東病院のリハビリセンターとしての充実をはかること。

2、府立医大、府立三病院の機能を強化し、心疾患・脳卒中など特殊救急システム、精神科救急医療体制などの整備を行うこと。とりわけ、府北部・南部の救急医療体制の整備を行うこと。遅れている小児科救急の体制を確立すること。

3、周産期・新生児医療体制の整備にむけ、公的病院・民間医療機関への助成を広げ、地域にも周産期医療センターを整備すること。府下全域をカバーする搬送体制を確立すること。

4、中北部の中核病院、へき地支援病院、診療所への医師、看護師の配置への援助を強めること。

5、災害時医療体制の整備にむけ、地域医療機関のネットワークを確立すること。救急指定医療機関をはじめとする医療機関の耐震耐火診断、施設設備への耐震耐火工事への助成を行うこと。

6、アトピー対策を強めるとともに、学校指定病に入れるよう国にはたらきかけること。アトピー患者やステロイド被害者の健康と生活の実態調査、研究と治療体制を確立すること。

7、長時間・二交替制夜勤の奨励はやめ、労働条件の改善などの指導を強化して、看護師確保定着のための、きめ細かな施策の充実をはかること。いわゆる「お礼奉公」を根絶するための指導をおこなうこと。院内保育所への補助金上乘せ、府単費補助金の増額をはかること。准看制度廃止、看護制度一本化をはかり、希望者全員の移行教育を保証できるよう、国に対し働きかけること。また、本府として移行教育等条件整備にむけての対策をとること。

8、保健所の統廃合をやめ充実強化すること。骨密度測定器を府下すべての保健所に設置し、健康診断と健康教室を拡充すること。専門家を配置した予防接種センターを設置し、医療機関、保護者、学校関係者などへの情報提供・相談をおこなうこと。

9、国保税(料)の引き下げと減免制度の拡充をはかるために、府の補助を大幅に引き上げるとともに、引き下げ抑制指導は行わないこと。また一部負担金の減免措置について、適用基準の明確化など実効あるものとするよう府内市町村に指導すること。組合国保にたいする助成も引き上げること。府の事業等にかかわる公共用地のための土地売却による国保税(料)の増額にたいしては全額免除するよう、市

町村に対し特別の対策を講ずること。

10、輸入食品の検査、検疫体制の抜本的強化を国に求めるとともに、府独自に食品衛生監視員の増員、専任化をはかり食品衛生行政の強化をおこなうこと。保健環境研究所の体制強化をおこなうこと。遺伝子組替え食品については、府としても必要な情報提供、啓発を行うこと。

11、府南部に社会保険事務所の新設を国に要望すること。

12、結核の集団感染が多発しているとき、国立京都療養所の充実を国に強く要望すると同時に、本府としても、結核対策を見直し拡充すること。

13、ハンセン病患者に対する差別と偏見をなくす啓発活動を強化すること。社会復帰をはじめ、府出身の元患者の要求、社会復帰に誠意ある支援を行うこと。

労働

1、緊急地域雇用創出特別事業の内容をNPOの活用など、さらに実効性あるものに改善すること。

2、掛け金の引き上げや給付の削減などの雇用保険の改悪に反対し、失業給付の延長、当面、「全国延長」の実施、個別延長給付の適用拡大を国に要望すること。

3、時間外、休日・深夜労働の上限を明確にすることなど、人間らしく働ける労働基準法の抜本的改正を国に要求すること。企業に労働時間の適正な把握・管理・記録を義務づけた厚生労働省通達を、府下企業に周知徹底すること。また、府下自治体職場での地方公務員のサービス残業を解消すること。

4、「介護・育児休業法」を実効あるものとするため、有給、現職復帰、代替要員の確保など、法の充実を国に求めること。府内民間企業に法の徹底をはかること。

5、雇用機会均等法が真に実効あるものとなるよう、罰則規定など、その改正を国に求めること。

6、女子学生に対する就職差別を根絶するため、企業への指導を強めること。

7、再就職を希望する女性の就業機会の拡大と就業条件の向上を図る

ため、各種講座の講習コースを増やすこと。講座開催地を府内各地に細かく広げること。

8、働く女性の相談コーナーの相談員を増やし、増加している相談に的確に対応すること。

9、障害者雇用の拡充をはかるため、民間企業への指導強化をはかり、障害者職業相談室の機能拡充を国に要求すること。府および関係機関の職員への採用を拡大すること。

10、パートタイマー労働者の非課税限度額の大幅引き上げ、地域最低賃金の大幅な引き上げを国に求めること。パートタイマーの無権利状態の改善を政府に要求し、健康保険、雇用保険などの社会保障制度の適用を求めること。労働者生活資金の貸し付け制度の改善をおこなうこと。

11、労働災害の増加にともない、国と連携して、企業にたいし適正な労働環境の整備をはかるよう指導するとともに、過労死の防止対策にとりくむこと。また、過労死、過労性疾病の公務災害認定基準の緩和を申し入れること。

12、地方労働委員の任命について、今日までの不公正な人選を改め、公平、公正におこなうこと。

13、深刻な青年の就職難を打開するため、青年独自の相談窓口を設置するなど、全庁あげてのとりくみを強化すること。青年の新規雇用の拡大を府内大手企業に求めること。公務員や教員のリストラをやめ、採用枠を広げること。新卒未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険適用が受けられるよう雇用保険法の改善を国に求めること。

14、高卒者の求人開拓について、学校任せにせず、労働局とも協力し特別の体制を作ること。新規就職者を受け入れる中小企業に対して補助制度をつくること。

環境

1、策定中の「循環型社会形成計画」について、循環型社会形成の実効性を確保するため、廃棄物を抑制するための施策、目標およびその他達成すべき年度等を盛り込むこと。実効性を挙げるために、住民及び民間団体で組織する循環型社会形成推進委員会を設置し、委員会による調査、監視、勧告ができるものとする。

情報公開と住民参加により、循環型社会形成を促進し、実効性あるものとする。

2、条例または要綱、計画に、ダイオキシンの削減目標を明確にかかげ、総合的なダイオキシン削減対策を引き続き強化すること。調査監視体制について、法改正によってあらたに規制対象になった二百キログラム・時間燃焼の焼却施設への定期点検および、施設構造基準や維持管理基準を明確にした指導を行うなど強化すること。小規模事業者の自主検査の費用負担が増加しており、必要な支援を行うこと。分別収集の促進、塩ビ製品の製造、販売、使用の規制、表示の義務づけなどを国にもとめるとともに、事業者への指導を行うこと。

3、宇治田原町隣接地に計画がすすめられる大津市の新清掃工場について、技術が未確立なガス化溶融炉計画は撤回するよう滋賀県や大津市にもとめること。環境アセスメント評価の対象外になっている地下水やお茶への影響など、十分調査し、住民への情報公開と協議を行うこと。

防災・消防

1、活断層調査を計画的、系統的に行ない、結果を公表すること。電力、水道、ガスなどライフラインの耐震強化をはかること。

南北をつなぐ緊急輸送ルートをはじめ防災道路を確定し、災害時の交通計画を確立すること。特に、府北部と京都市を結ぶ幹線が九号線一本となっている現状を改め、一六二号線を軸とした舞鶴―京都の第二幹線を計画的に整備すること。

2、遅れている土石流発生危険箇所や地滑り危険箇所、急傾斜地、老朽ため池、浸水常習地域などの改修を急ぎ、災害防止対策を抜本的に強化すること。府内の危険箇所を住民に公表すること。

3、多数の原発損傷事故隠しが明らかになり、住民の不安が高まっている。府に隣接する関電や日本原電の原子力発電所に対して、府も参加した徹底した調査を要求し、その調査結果を府民に明らかにすること。

4、重大な危険を含み、過去にデーター捏造も発覚した高浜原発二・四号炉のプルサーマル計画の中止を国と関電に強く要求すること。

5、原発の半径五十キロ圏内を原発災害関係自治体とするよう国に強

- く働きかけること。
- 6、府下全域を対象とした原発防災計画の見直しを急ぐとともに、モニタリング体制の充実や原子力事故の医療体制の充実をはかること。市町村と連携した原子力防災訓練の充実をはかること。
- 7、久美浜原発計画の中止を求め、事前環境調査を行わせないこと。府北部エネルギー基地化計画および若狭湾一帯の原発増設に反対すること。
- 8、消火力基準を早期に達成するための年次計画を明らかにし、計画的に達成すること。
- 9、切り下げられた消防分団員への激励金を以前の水準に戻すこと。

中小企業・商工業者

- 1、「伝統地場地域産業振興条例」を制定し、伝統地場産業を中心とした、中小零細業者の実態調査に府をあげて取り組み、新商品開発、技術の研究・開発と導入、販路拡大、後継者の確保などに積極的な援助を行うこと。
- 2、大企業の下請けいじめの防止はもちろん、仕事の確保など、下請法にもとづく業界指導を行うこと。中小企業に対する、官公需発注を大幅に増やすこと。
- 3、中小企業への経営・技術指導を抜本的に強化するため、中部地域に新たに振興センターを設置すること。織物・機械金属振興センターについて、マシニングセンター(MC)など最新の器械、設備を配置し、訓練を実施を行なうなど機能を強化すること。
- 4、大型店の出店を規制し、自治体の独自規制を認める新「大店法」の制定を国に求めること。本府としても、福知山・野田川のミッタ、島津五条工場跡地のダイヤモンドシティーなど、これ以上の大型店の出店を凍結する宣言を行ない、市町村と協力して強力な指導を行うこと。大資本系列のコンビニエンスストアについても十分な指導を行うこと。
- 5、商店街振興のため、各種補助制度を充実し、空き店舗の活用、駐車場の確保、後継者の育成、経営指導、商店街専従職員の配置への助成などのソフト事業への支援を抜本的に強化すること。
- 6、貸し渋り特別保証融資の返済については、条件変更、返済猶予な

ど、弾力的運用を国に求めること。

- 7、無担保・無保証人・超低利で、経営改善のメドが立つまで据え置きの特例融資制度を、市町村、保証協会と協力し創設すること。
- 8、マル小融資限度額を現行四百五十万円から一千万円に引き上げ、納税要件を撤廃すること。各融資制度の利率を、引き下げること。
- 9、商工ローン融資などを制度融資の不適格条件としないこと。
- 10、融資制度の期限延長、国民生活金融公庫など政府系融資、市町村融資、民間金融機関の中小企業融資も対象とすること。
- 11、市町村への財政支援を行い、保証料引き下げ、利子補給の引き上げなどを実施すること。
- 12、府中小企業融資の改善にあたっては、府の審査、経営指導体制の強化による迅速化を基本とすること。
- 13、貸し金業者、とりわけ超高金利、違法取りたてなどあくどい商法が社会問題化している、いわゆる「ヤミ金」の違法な商法について厳しく指導すること。国に出資法の上限金利の引き下げなど改善を求めること。
- 14、ITについて、地元中小零細企業への情報提供、技術支援を積極的に行うこと。労働強化、雇用問題などITのもたらす問題点に府として防止対策を講じること。
- 15、消費生活科学センターを充実強化し、消費者保護の立場に立ち、市町村を支援すること。ITを利用した犯罪やトラブルの未然防止と解決に対応できるよう、体制を整えること。

農林漁業

- 1、農家の組織化・共同化の取り組みに対する助成など総合的な農業振興対策を講じること。とりわけ、中山間地直接支払制度の積極的活用をはかり、集落の取り組みに対する支援を抜本的に強化すること。
- 2、農林漁業後継者、担い手育成対策を抜本的に強化すること。新規就農希望者への機械導入補助、住宅あっせんの家賃補助など新規就農支援事業を、抜本的に拡充すること。学校教育の中で、農業、食糧問題を重視すること。
- 3、地域の特性を生かした特産物の育成・振興のため価格保障対策を充実すること。

とくに、中山間地の特産振興に対し、生産・加工・販路開拓の両面で援助を強めること。

4、都市における緑の保全、防災機能などの役割をはたす生産緑地や市街化区域内農業に対する支援を強化し、都市近郊農業・伝統京野菜の振興をはかること。

5、土地改良事業、圃場整備事業など農業基盤整備を促進し、補助率の引き上げなど農家負担の軽減をはかること。

6、丹後国営畑作の営農・技術指導を抜本的に強化すること。機械導入助成など担い手対策を強化し、新規入耕者を確保すること。開拓事業が完了し、引き渡された後も、必要なアフターケアが行われるよう国に要求すること。

7、道路、下水道の整備促進、伝統文化、自然景観を生かした村おこし事業の推進、農山村と都市の交流促進など、農山漁村、中山間地の活性化をはかること。

8、農業・漁業用の廃ビニール・プラスチック類の一〇〇%回収、処理を行うために、新たな補助制度を設けること。

9、広域合併によって農協が本来の役割を果たせなくなっている現状を重視し、農家経営の安定と農業振興に積極的な役割を果たすよう、指導・援助を強めるとともに、支所等を農家、住民の合意なしに、安易に廃止、統合しないよう指導すること。

10、有害鳥獣対策予算を大幅に増額し、市町村の実施する防除対策への支援を強化すること。本格的な被害の実態調査、鳥獣の生態調査を行い、隣県とも歩調を合わせた、効果的な駆除・防除対策を実施すること。特に猿についての対策を緊急に検討し具体化をはかること。国に対し、有害鳥獣による農業被害対策への補助の実施を求めると。

11、畜産振興のため、飼料の自給化、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、経営安定対策を強化すること。また、糞尿処理施設の改善、拡充と耕種農業との一体化をはかる堆肥センターの設置をすすめること。

12、過度の外材依存政策を改め、国産材の利用を拡大するため、外材の輸入規制・秩序ある輸入体制の確立を国に要求するとともに、公共事業や公営施設での府内産材の優先使用、間伐材の活用など、需要拡大のための積極策を講ずること。

13、府内産材使用の住宅建設について助成制度を設けること。また、

融資制度の限度額を引き上げ、住宅金融公庫融資利用者に限定せず、一般融資も対象とすること。あわせて住宅改良融資にも適用をすること。

14、低金利のもとで運用に苦しむ林業労働者の退職共済基金への補助を増額し、給付水準の引下げや、労働者負担を増を行わないこと、一人親方にも適用すること。林業労働者の社会保険掛け金への助成や就労援助制度の拡充、所得保障制度など、後継者育成をはかること。

15、林道、作業道などの維持、管理や下草刈り、枝打ちなどの事業への補助の一層の強化をはかること。雇用対策としての里山整備を積極的にすすめること。

16、漁港整備の促進、育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興をはかること。磯釣公園の拡充など調和ある観光漁業の振興をはかること。自治体、漁協、遊漁者代表などによって、地域の実情に即した漁場や資源の秩序ある利用、管理、安全対策を講ずること。

17、漁業の担い手対策を強化し新規就業者の確保をはかること。

18、水産加工、商品開発、流通への支援、加工施設整備への支援の強化をすること。

19、食品衛生の確保のため、保健環境衛生研究所、保健所、消費生活科学センターの体制強化と検査機器の充実強化をはかること。

建設・住宅

1、公共事業の発注にあたっては、入札の透明性・公平性を確保するとともに、談合の防止と地元企業・中小企業の育成に配慮した条件付一般競争入札を基本とすること。また、地元中小零細企業への受注機会拡大に向け、分離・分割発注はじめ官公需適格組合の入札参加の保障など、有効な措置をとること。

2、公共工事に従事する現場職人、労働者に協定賃金どおりの賃金が支給されるよう、指導の徹底をはかること。建設業退職金共済制度の加入促進、証紙貼付率向上のため、「指導要綱」を策定し、末端の建設労働者・職人に、共済手帳の交付と証紙の貼り付けをおこなうよう、元請企業に実効ある指導を強化すること。

3、「京都市府住宅条例」を改定し、住宅権の基本理念とそれを保障する

行政の責務、整備すべき住宅・住宅地の水準、整備目標、財源の保障などを明記すること。

4、府「住宅基本計画」を見直し、府営・公営住宅を大量に建設すること。その際、ライフサポートアドバイザーの常駐型や福祉施設連携型など、高齢者に配慮した施策をすすめること。また、車椅子住宅や単身者枠を増やすこと。

5、府営住宅のストック総合活用・トータルリモデルにあたっては、高齢者、障害者に配慮した住戸改善に努めるとともに、老朽化した畳やふすまの入れ替え・修理をすすめること。その際、改善・補修費用は原則として府負担となるよう修繕負担区分表を改定すること。中層府営住宅へのエレベーター設置をすすめること。駐車場設置を計画的にすすめること。

6、空き家住宅の整備を早め、空き家募集を促進すること。若者世帯や多子世帯の優先入居のための施策を具体化すること。また、特別賃貸住宅の入居収入基準をあらため、入居を促進すること。申し込みの受付を各土木事務所で行うこと。

7、障害者のためのケア付き共同住宅を建設すること。新婚世帯、高齢者、障害者等のために家賃補助を行うこと。

8、マンション適正化法の制定にともない

① 分譲マンション対策については、「情報の提供」にとどまらず、府として早急に実態調査を行なうこと。

② 管理組合の育成をはかり、情報提供その他積極的指導、援助を行うこと。

③ 住民が気軽に相談できる共同住宅総合相談窓口を設置すること。マンションの大規模修理に対する府独自の融資制度を創設すること。

④ 開発時の業者指導を強化し、購入者が不利益を蒙らないようにすること。また、十分な駐車スペースを確保するよう指導を強めること。

9、マンション老朽化対策のため、修繕積立金が年々増加している。マンションの管理費及び修繕積立金等の必要な保全処置について、国に具体化を求めること。

まちづくり

1、環境や土地利用などの規制を大幅に緩和し、民間企業主導の開発を進める「都市再生緊急整備」の中止を国に求め、景観破壊と住環境悪化から府民の生活と暮らし、自然と景観を守ること。また、高層ビル等の発熱によるヒートアイランド現象、電波障害、日照権侵害などの住環境破壊に対し、必要な対策を講ずること。

2、駅舎や役場、病院、銀行など既存の公共施設のバリアフリー化をすすめる、歩道幅の確保と段差解消、駐輪場の確保、電柱の排除など、福祉のまちづくりを進めること。その際、高齢者・障害者の意見が実際の施策にいかされるよう、府民の意見を反映される機関を作ること。

3、京都府都市計画審議会を府民の意向を反映できるようにするため、意見陳述の機会、傍聴の保障など、会議を公開し、審議委員に住民代表を加えること。

4、都市公園の整備、主要街路の緑化推進、東・西高瀬川や堀川など、河川の親水公園化や「桜づつみ」の整備など緑化事業を積極的に推進すること。

5、世界遺産だけでなく、周辺も含めた京都の町並みや景観を保全するため、景観保全条例を策定すること。

6、過大な水需要予測を前提にした府営水道の拡張計画は中止し、住民への水道料値上げを行わないよう軽減措置を行うこと。府営水の市町村への配分は、押しつけの責任水量制ではなく、自主申告制とし、乙訓地域の需給契約水量はいったん白紙にもどし、自主申告にもとづいたものに変更すること。

また、地盤沈下を防ぎ、地下水を守るため大企業による地下水くみ上げを規制し、乙訓地域については、企業用水は全面的に府営水へのきりかえを府の責任で実施すること。企業水については、京都府として責任をもつこと。

7、下水道整備については、地域の特性に合わせて、農村集落排水事業や合併処理浄化槽の一層の普及などによって府内全域での水洗化を促進するとともに、下水道整備の個人負担を軽減するため、融資制度の充実と助成制度の創設をはかること。また、下水道処理水の環境保全水や中水としての再利用を促進し、雨水の活用や地下浸透を

はかるなど水系に沿った水循環を回復すること。

交通

- 1、府民から要望の強い国道二七、一七八、三二二、四七七、一六三、三〇七号などの改修整備を歩行者の安全対策と併せて急いで進めること。地方道、奥地道などの改修整備を急ぐこと。
- 2、加茂以東のJRの電化、奈良線・山陰線などの複線化や駅舎整備をすすめること。その際、JRに相應の負担を求めるとともに、市町村の負担軽減をはかること。昨年四月実施の関西線加茂以東の沿線住民、地域を無視したダイヤ改正を元に戻すようJRに要求すること。

- 3、渋滞交差点の右折レーンや狭隘個所の拡幅など府道やくらしの道路の整備に力を注ぎ、渋滞解消や交通安全対策に積極的に取り組むこと。むだと都市環境破壊の京都市内高速道路計画をきっぱりと中止し、第二久世橋、久我橋などの建設を促進すること。
- 4、信号機の増設、通学路の安全確保、歩車分離など交通安全対策の充実を図ること。
- 5、地域振興に欠くことのできない過疎バス廃止に反対し、存続のため府補助を継続・拡充すること。地域交通協議会に住民の意見を反映させるとともに、スクールバスや福祉バスの活用なども含めた総合的な地域交通計画を策定すること。市町村営バスに対する補助を強化すること。市町村を越えた過疎バスの運行を認めること。

教育

- 1、教員配置については、国の定数基準にも満たない府の「定数配置基準」を見直し、適正な配置をすること。「定数内常勤講師」を正規教員として採用すること。すべての小学校に専科教員、大規模校、「困難校」に養護教諭の複数化、栄養職員、事務職員、図書館司書を適正に配置すること。

- 2、宇治市、八幡市、城陽市にそれぞれ養護学校を新設すること。
- 3、養護学校にOT、PT、言語療法士、心理相談など専門職の配置、

医療的ケアを必要とする子どもへの対応など、体制の整備をはかること。

- 4、舞鶴に新設される養護学校をはじめ、今後新設される養護学校及び中丹、南山城養護学校に寄宿舎を設置すること。

5、養護学校のスクールバスは、子どもたちの実情と学校現場の状況に合わせてひきつづき改善をはかること。またスクールバスの介助指導にかかわる職員は正規職員化、増員をはかるなど、児童・生徒の通学の安全対策に万全を期すこと。

6、すべての府立学校に労働基準法、労働安全衛生法にもとづく職場環境の整備、労働条件の改善などで教職員の労働安全、健康対策に万全を期すこと。寄宿舎教員、給食調理員の増員、長期病休復帰者や要治療、要作業軽減などの教職員に対する労働軽減措置、通院治療、リハビリ勤務を保障すること。

7、府立盲ろう学校舞鶴分校の中学部再開、病弱養護学校に高等部を併設。訪問教育の拡充・充実をはかること。府立聾学校に専攻科を設け、高等部卒業後の進路保障をおこなうこと。

8、標準法に基づく重度障害児学級の独立、複式学級の解消。一人でも障害児がいる場合の学級および小・中学校の障害種別学級の開設にひきつづき努力すること。市町村の障害児教育充実のための援助をすること。

9、三十クラス以上のマンモス校の解消、亀岡地域に高校新設を早期におこなうこと。

10、定時制・通信制の縮小・廃止をやめ、府南部地域に定時制・通信制を新設すること。

11、公立高校の入学金・授業料の据え置き、授業料減免制度や遠距離通学費補助制度、就・修学援助金制度を拡充、教材費などの公費負担を増額すること。授業料などの学費納入が困難な生徒への緊急助成をおこなうこと。

12、公立高校の図書費用や需要費など、学校運営費の予算を増額すること。

13、土曜日や長期休暇中の学童保育所の増設、開設時間の拡充、運営に必要な助成。また、障害児の受け入れなどについて、保健福祉部とも連携をし、市町村を支援すること。

14、養護学校の児童・生徒の学童保育について制度化をすること。

15、いじめ、不登校、学級崩壊、家庭的な問題など、さまざまな要因

- で心身ともに不安定な状況に陥っている子どもたちへの指導・援助や相談体制を確立するため、スクールカウンセラーなど専門職を常時配置すること。また「フリースクール」への援助をおこなうこと。
- 16、すべての中学校で給食を実施すること。給食には地元農水産物を活用し、アレルギー除去食にたいする指導・援助、安全な食器の使用、施設設備の近代化や作業環境の改善、臨時・パート職員を正職員とし、必要な増員・配置をおこなうなど、市町村への指導、援助を強めること。
- 17、私学への助成を大幅引き上げること。特に直接助成の増額をおこない、保護者の教育費負担の軽減をはかること。

文化・スポーツ

- 1、府立図書館の閲覧席を拡充し、児童室の設置や貸し出しシステムなど備え、充実させること。
- 2、図書館協議会を早急に設置(するとともに)し、図書館未設置市町村の解消など、積極的な支援をおこなうこと。
- 3、総合資料館については、府民の要望を反映した歴史都市・京都にふさわしい機能と運営の充実をはかること。
- 4、文化博物館は財政支援を拡充し、文化と観光都市にふさわしく国内・外からの来訪者の観覧に十分耐え得る機能と内容の充実をはかること。とりわけ常設展示コーナーは定期的に企画を一新すること。また、映写室の拡充および映像資料の保存の充実をはかること。
- 5、埋蔵文化財発掘調査・研究体制を強化するため、埋蔵文化財調査研究センターの拡充、また、収蔵庫を増やし貴重な資料の散逸を防ぎ、保存に必要な施設・設備の拡充をはかること。
- 6、近代遺跡、戦争遺跡の調査を急ぎ、国の近代遺跡指定以外のものについては、府独自の指定を行なうこと。
- 7、伝統芸能、伝統行事の伝承、保存に十分な予算を講じて援助すること。
- 8、丹波地域に郷土資料館を建設するとともに、山城および丹後郷土資料館の抜本的な改修をおこなうこと。
- 9、府立山の家、海の家は、府が責任をもつて改修・整備すること。
- 10、誰もが気軽に利用できる公的スポーツ施設の増設、整備の拡充、

- 利用料金の引き下げをおこなうなど、全府民のスポーツ活動の振興をはかること。山城総合運動公園のプールを通年使用できるようにすること。洛南、洛西浄化センターに温水プールを設置すること。
- 11、サッカーくじ法の廃止を国に求めること。サッカーくじの売り場拡大に反対すること。
- 12、府民の音楽、演劇活動などがより豊に発展するよう、安価で気軽に利用できる公的施設を設置すること。
- 13、府立の文化会館の運営費の補助を大幅に引き上げること。

平和・民主主義・地方自治

- 1、「同和」の特別扱いを行わないこと。また、「人権啓発」の名による同和啓発・研修の押し付けは行わないこと。「同和加配」「補習学級・補充教育」は廃止し、事実上の「同和教育」もただちに廃止すること。
- 2、日米共同作戦の拠点づくりにつながるような舞鶴港整備はおこなわないこと。また、外国艦船の舞鶴港入港にあたっては、港湾管理者として「非核証明」の提出を義務付けるとともに、「非核京都府宣言」をおこない、核兵器廃絶のとりくみをすすめること。
- 3、各種委員会、審議会の公開をすみやかにすすめる、傍聴と府民の意見陳述の機会を保障すること。
- 4、府民の権利・利益の保護のため、府民オンブズマン制度を制定し、監視、苦情処理、制度改善が適切・迅速に行なわれるようにすること。
- 5、住民の立場に立った市町村の独自施策にたいし、国いいなりに「制約」を押しつけるような府の姿勢を改め、地方自治の確立の立場から市町村の自治権と独自性を尊重するとともに、支援を強めること。
- 6、特定業者、団体との癒着を生じさせないよう、公正な行政運営を徹底すること。
- 7、定住外国人の地方参政権の実現を国に要望すること。府職員的一般職採用における国籍要件を取り払うこと。

日本共産党 京都府会議員団

 岩田 隆夫 警察 地域・文化振興	 光永 敦彦 厚生労働 環境対策	 梅木 紀秀 文教 地方分権等 推進(副委員長)	 三木 一弘 農林商工 少子・高 齢化対策	 新井 進 総務 地方分権等 推進
 島田 敬子 文教 環境対策	 荘司 泰男 警察 広域交通 対策	 三双 順子 厚生労働 環境対策	 高橋 昭三 建設 地域・文化 振興	 高橋 進 総務 防災・水 資源対策
 上坂 愛子 建設 少子・高 齢化対策	 前達義由紀 厚生労働 広域交通 対策	 松尾 孝 農林商工 地方分権等 推進	 西山 秀尚 建設 防災・水 資源対策	 太田 勝祐 文教 広域交通 対策

いっせい地方選挙予定候補(新人)

 西脇いく子 下京区	 かみね史朗 右京区 元府議	 久守かずとし 伏見区	 原田 完 中京区	 本庄たかお 山科区
 橋本 健三 東山区	 小林たかひろ 向日市	 谷口きよひさ 京田辺市・綴喜郡	 さかい弘一 相楽郡	 ばばたかし 亀岡市
 小林つよき 北桑田郡・船井郡	 堀 くに子 福知山市・天田郡・加佐郡	 ごの 和史 舞鶴市	 おざき邦男 宮津市・与謝郡	 山内よし子 南区 日本共産党推せん

日本共産党府議団の活動はホームページ<http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/>をご覧ください